

## 船舶事故調査報告書

令和4年11月30日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

|   |  |
|---|--|
| 事故種類  | 乗組員負傷  |
| 発生日時  | 令和4年5月11日 06時05分ごろ   |
| 発生場所  | 岩手県洋野町種市漁港東北東方沖<br>種市港沖防波堤灯台から真方位071° 2.8海里（M）付近<br>（概位 北緯40° 25.3′ 東経141° 47.0′）  |
| 事故の概要   | 漁船第三栄進丸は、操業中、船長が負傷した。  |
| 事故調査の経過   | 令和4年5月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。<br>なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。   |
| 事実情報<br>船種船名、総トン数<br>船舶番号、船舶所有者等<br>L×B×D、船質<br>機関、出力、進水等 | 漁船 第三栄進丸、4.98トン<br>IT3-36978（漁船登録番号）、個人所有<br>11.10m（Lr）×2.55m×0.78m、FRP<br>ディーゼル機関、404.50kw、昭和53年5月15日<br>第212-4109号（船舶検査済票の番号）  |
| 乗組員等に関する情報  | 船長 82歳<br>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定<br>免許登録日 昭和50年2月13日<br>免許証交付日 令和元年6月4日<br>（令和7年4月12日まで有効）   |
| 死傷者等  | 重傷 1人（船長）  |
| 損傷  | なし   |
| 気象・海象   | 気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好<br>海象：海上 平穏  |
| 事故の経過   | 本船は、船長が1人で乗り組み、たこ籠漁の目的で、令和4年5月11日05時00分ごろ、種市漁港東北東方沖の漁場に向けて同漁港を出港した。<br>船長は、漁場に到着した後、1本目の幹縄を揚げて、たこ籠の漁獲物を揚収し、餌を付け替え、自動操舵により5ノットの対地速力で航行させながら、前部甲板の右舷側に立ち、たこ籠を投入していたところ、幹縄のもつれた箇所を認めた。<br>船長は、06時05分ごろ、幹縄のもつれを解こうと右手でつか |

|           |   |
|-----------|---|
|           | <p>んだ際、親指に絡まり、その状態のまま、自身が船尾方に引きずられ、後部甲板に設置してあったオーニングの柱にぶつかって引きずられるのが止まったので、出刃包丁で幹縄を切断した。</p> <p>船長は、右手親指に痛みを感じ、ゴム手袋を脱ぐと親指が第2関節から切断されており、その際、ゴム手袋を右手親指が中に残った状態のまま、海中に捨ててしまった。</p> <p>船長は、出血箇所にウエスを巻き、家族に携帯電話をかけ、救急車の要請を依頼して種市漁港に向かった。</p> <p>船長は、救急車で青森県八戸市内の病院へ搬送され、切断箇所の縫合手術を受けた。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照)</p> |
| その他の事項    | <p>本船のたこ籠漁の漁具は、直径約8mm、長さ約1,200mの幹縄に50個のたこ籠を直径約6mmの吊り下げ索で取り付けたものを1本として、今回の漁場に7本設置していた。</p> <p>船長は、これまでも、投縄中に幹縄のもつれがあった際、手を出してもつれを解いていたので、今回も自然と手が出たしまったが、幹縄が多少もつれた状態で海中に投縄されても、操業に支障がないので、手を出さなければ良かったと本事故後に思った。</p>   |
| 分析        |   |
| 乗組員等の関与   | あり  |
| 船体・機関等の関与 | なし  |
| 気象・海象の関与  | なし  |
| 判明した事項の解析 | <p>本船は、種市漁港東北東方沖でたこ籠漁の操業中、船長が投縄中の幹縄のもつれを解こうとして、本船を航行させた状態で幹縄を右手でつかんだことから、親指に幹縄が絡み、負傷したものと考えられる。</p>   |
| 原因        | <p>本事故は、本船が、種市漁港東北東方沖でたこ籠漁の操業中、船長が投縄中の幹縄のもつれを解こうとして、本船を航行させた状態で幹縄を右手でつかんだため、親指に幹縄が絡んだことにより発生したものと考えられる。</p>   |
| 再発防止策     | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ たこ籠縄の投縄中、幹縄等に多少のもつれがあっても、操業に支障がなければ、手を出さないこと。</li> <li>・ たこ籠縄の投縄中、幹縄等のもつれを解こうとする際は、一旦停船すること。</li> </ul>  |

付図1 事故発生場所概略図

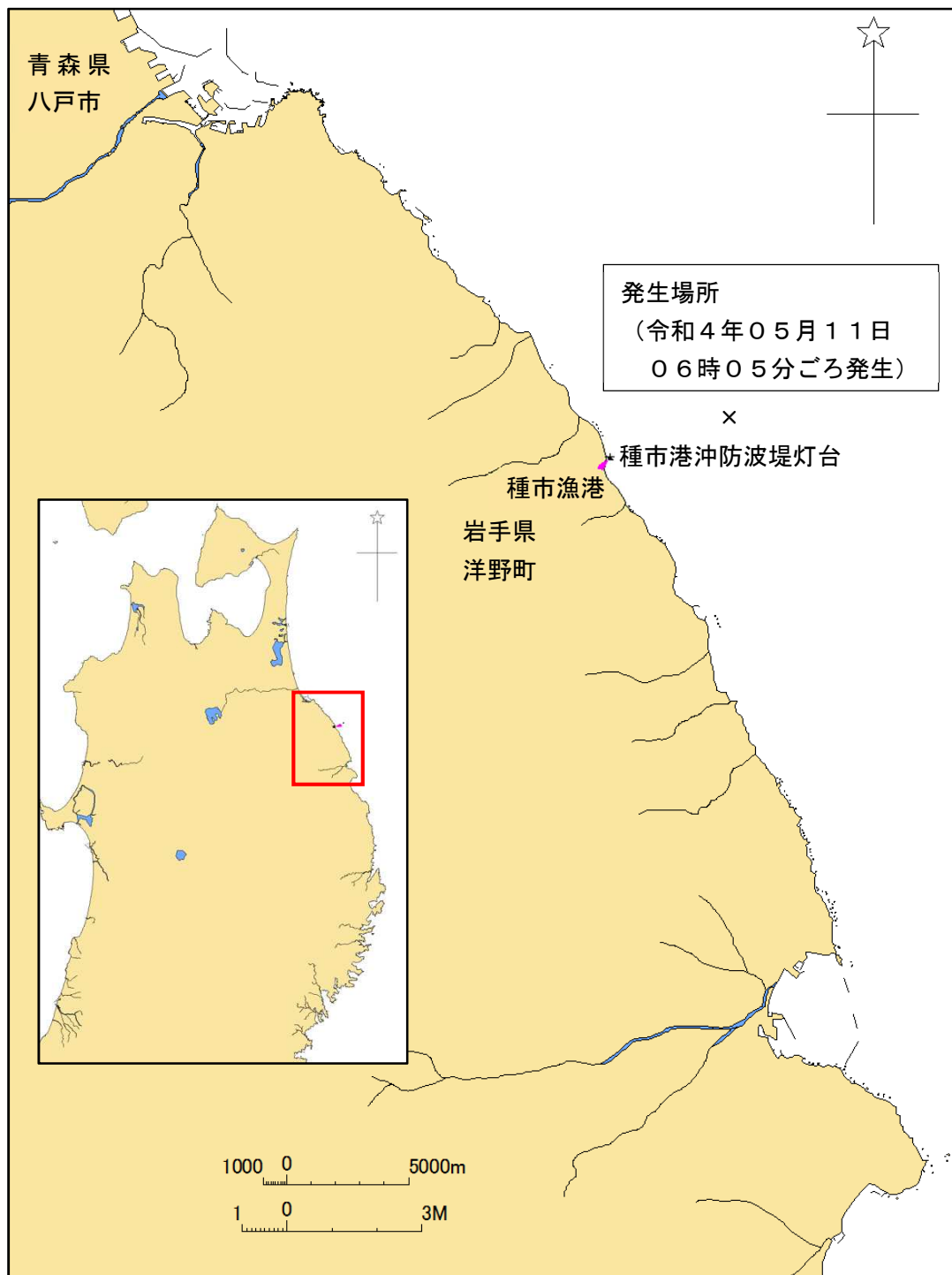


写真1 本船

